

蒲郡市宮丸山住宅A棟・B棟エレベーター保守業務仕様書

この仕様書は、蒲郡市宮丸山住宅A棟・B棟エレベーター保守点検業務の概要を示すものである。

(業務場所)

第1条 業務場所は蒲郡市宮丸山住宅A棟・B棟（蒲郡市大塚町丸山60番地）とする。

(設備の仕様)

第2条 設備の仕様は次の表のとおりとする。

	A棟	B棟
機種	三菱電機株式会社製 インバーター制御式エレベーター 90m/min、10stops、容量9名、 600kg	三菱電機株式会社製 インバーター制御式エレベーター 45m/min、4stops、容量9名、 600kg
台数	1台	1台
付加装置	地震時管制運転装置（EER-S） 停電時自動着床装置（MELD） 身体障害者仕様 冠水センサー	地震時管制運転装置（EER-S） 停電時自動着床装置（MELD） 身体障害者仕様 冠水センサー

(業務内容)

第3条 契約種は、第4条に示す修理及び部品の交換を含むフルメンテナンス（建築基準法第12条に基づく定期検査を含む）とし、毎月1回リモート点検及び技術員を派遣した作業点検を行うこととし、エレベーターが常に安全かつ良好な運転状態を保つため、各部の点検、給油及び調整を行うこととする。

2 前項の点検による報告について、リモート点検及び作業点検それぞれの報告書を毎月1回提出することとする。

3 地震や火災または委託者のエレベーターに突発的な事故が発生した場合、受託者は、直ちに出勤し復旧に万全を期するものとする。

(修理及び部品の取替)

第4条 受託者は、点検、検査等の結果、必要と認めたときは次の修理及び部品の取替工事を行い、その経費はエレベーターを通常使用する場合に当然生ずべき磨耗及び損傷に限り、建築関係工事を除き受託者の負担とする。

(1) 機械室関係

巻上機及び巻上電動機、调速機及び張り車位置知らせ操作機、制御器、起動盤、信号リレー盤、釣合ロープ用張り車等

※ 制御基盤一式及び巻上モーター一式の取り替えは対象としない。

(2) エレベーター路関係

各種ロープ、行き過ぎ制御スイッチ、終点スイッチ、レール、衝突受、つなつかみ、誘導板等

(3) 乗場関係

乗場閉仕掛、乗場位置知らせ盤、乗場押釦等

(4) 籠関係

戸閉機械、錠外し装置、戸閉仕掛、滑り金、着床リレー等

(5) 籠室関係

操作盤（カバーを除く）、扉安全スイッチ等

(6) 籠下関係

非常止、セフティロープ、制御ケーブル等

(7) その他修繕及び部品の取り替えが必要と認めたもの

※ 壁及び床等の塗装・張替等衣装の更新は対象としない。

（勤務時間）

第5条 保守業務並びに修理及び部品の取替工事は、受託者の勤務時間内に実施するものとする。但し、エレベーターの故障、大がかりな工事等により委託者が要求した場合はこの限りではない。